



唐津市公告

からつスタートアップ創出業務委託に係るプロポーザル手続開始の公告について

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、公募に関し必要な事項は、別紙からつスタートアップ創出業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおりとする。

令和7年7月4日

唐津市長 峰 達 郎



1 業務概要

(1) 業務名

からつスタートアップ創出業務

(2) 業務の目的

唐津市DXイノベーションセンター（以下「KDIC」という。）を開設し、唐津市内における新たなビジネスの創出と地域経済の活性化を図ることを目的として、スタートアップ企業の支援体制を構築・運営することで、地域に根ざした起業家の育成や、成長志向を持つ創業者への伴走支援を通じて、持続可能な産業の創出を推進するもの。

また、企業のデジタル技術導入による経営課題解決を図るためのデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）に関する相談窓口も併設し、新たな経済活動の在り方に対応できる企業等の創出を図るもの。

(3) 業務内容

ア KDICの運営企画及び管理業務

イ スタートアップに関するセミナー・イベント・人材育成研修等の開催業務

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 参加要件

(1) 応募者は、法人格を有する者に限り、1者単独の事業者又は複数の事業者で構成される企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(2) 共同企業体による応募の要件は、次のとおりとする。

ア 応募及び事業に必要な諸手続を一貫して担当する構成員をあらかじめ定めること。

イ 企画提案募集に関する構成員の重複参加は、認めない。

(3) 次のいずれにも該当しないこと（応募者が共同企業体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと。）。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

ウ 国税及び地方税の滞納者

エ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められる者

(4) 関係法令を遵守すること。

3 失格事由

(1) 参加要件を満たさなくなった場合

(2) からつスタートアップ創出業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員に直接又は間接を問わず、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(4) 実施要領に定める様式で提出されない場合

(5) 提出方法、提出先及び提出期限に適しない場合

(6) 参加表明書、提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(7) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載がされた場合

(8) 実施要領の見積上限額を超える見積金額が提案された場合

(9) 唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年告示第59号）別表第1から別表第3までの各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する行為が認められた場合

4 プロポーザルの審査方法

(1) 審査主体

プロポーザルの審査及び選考に当たっては、審査委員会において行う。

(2) 審査

応募者から提出された提案書等により書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、得点順位により、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する（応募者が1者のみの提案の場合においても、評価の点数が一定以上であれば最優秀者として特定する。）。

5 結果の通知

審査の結果については、審査対象者全員に対し書面にて通知する。

6 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続完了後に公表するものとする。

7 手続等

(1) 事務局

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市 商工観光部 商工振興課

電話番号 0955-72-9141

ファックス番号 0955-72-9182

電子メール syoukou@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp>

(2) 本プロポーザルに係る書類等の取得

ア 取得方法

本プロポーザルに係る書類等は、唐津市ホームページにおいてダウンロードすること。

イ 取得開始

令和7年7月4日（金）から

(3) 提案書等の受付

ア 参加表明書の提出期限

令和7年7月29日（火）午後5時まで

イ 参加表明書の提出方法

事務局へ電子メール

ウ 提案書等の提出期限

令和7年8月12日（火）午後5時まで

エ 提案書等の提出方法

事務局へ持参又は郵送若しくは配送（一般書留郵便など配達記録が残

る方法に限る。) (持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送又は配送の場合は令和7年8月12日(火)午後5時必着とする。)

オ 提出部数

正本1部及び副本8部

(4) 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング (非公開)

実施予定日

令和7年8月19日(火) (場所及び時間は、別途通知)